

平成 21 年 12 月 9 日

資 料

(暫定税率の廃止・エネルギー課税等)

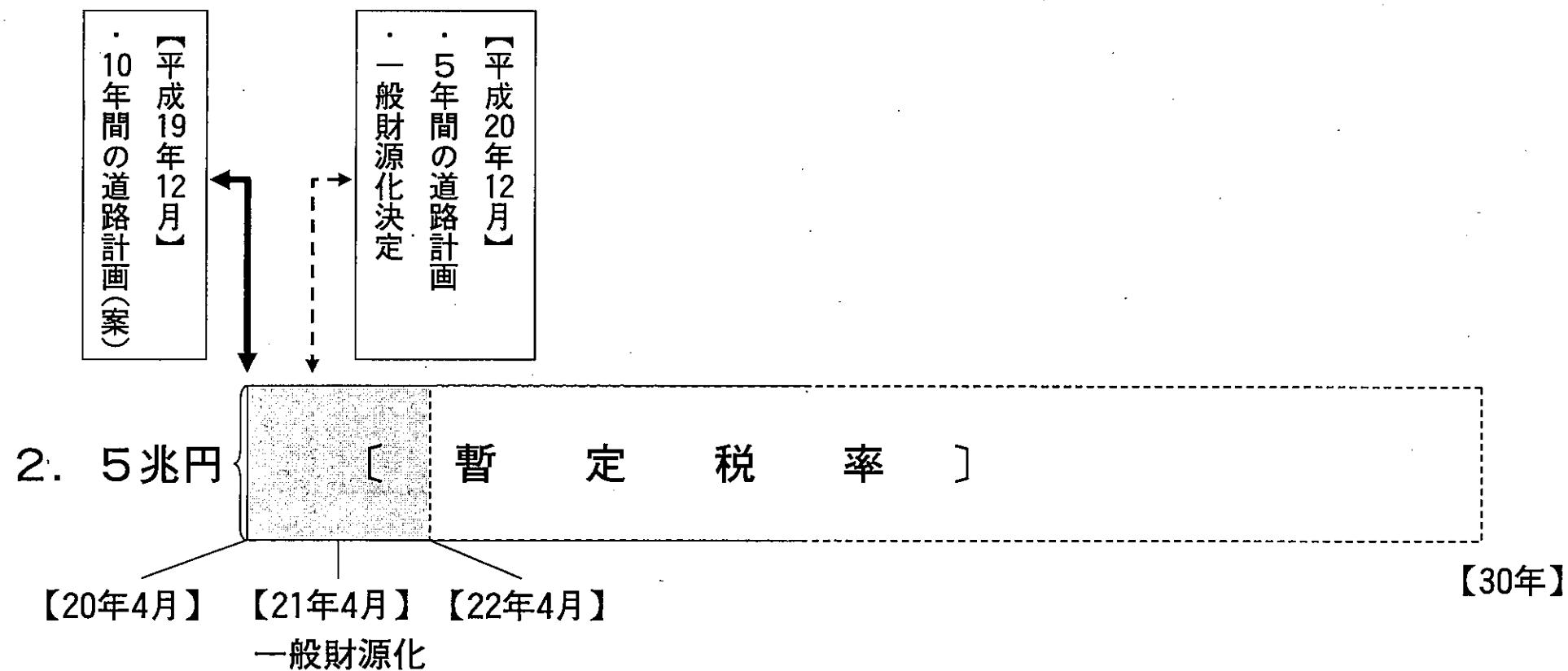
目 次

・暫定税率について	1
・揮発油税等の21年度税収の内訳	2
・エネルギー課税の状況	3
・主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び使途の推移	4
・欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年=100）	5

暫定税率について

- 撥発油税等の暫定税率については、道路特定財源制度を前提として、昭和49年に創設され、以来、10回にわたりその引上げ・延長が決定してきた。
- 現在の暫定税率は、平成20年4月から10年間の措置として租税特別措置法89条1項等に規定されている。

これは、平成19年12月に10年間の道路中期計画を策定するとされたことや厳しい財政事情、環境面への影響にも配慮し、措置されたもの。



○揮発油税等の21年度税収の内訳

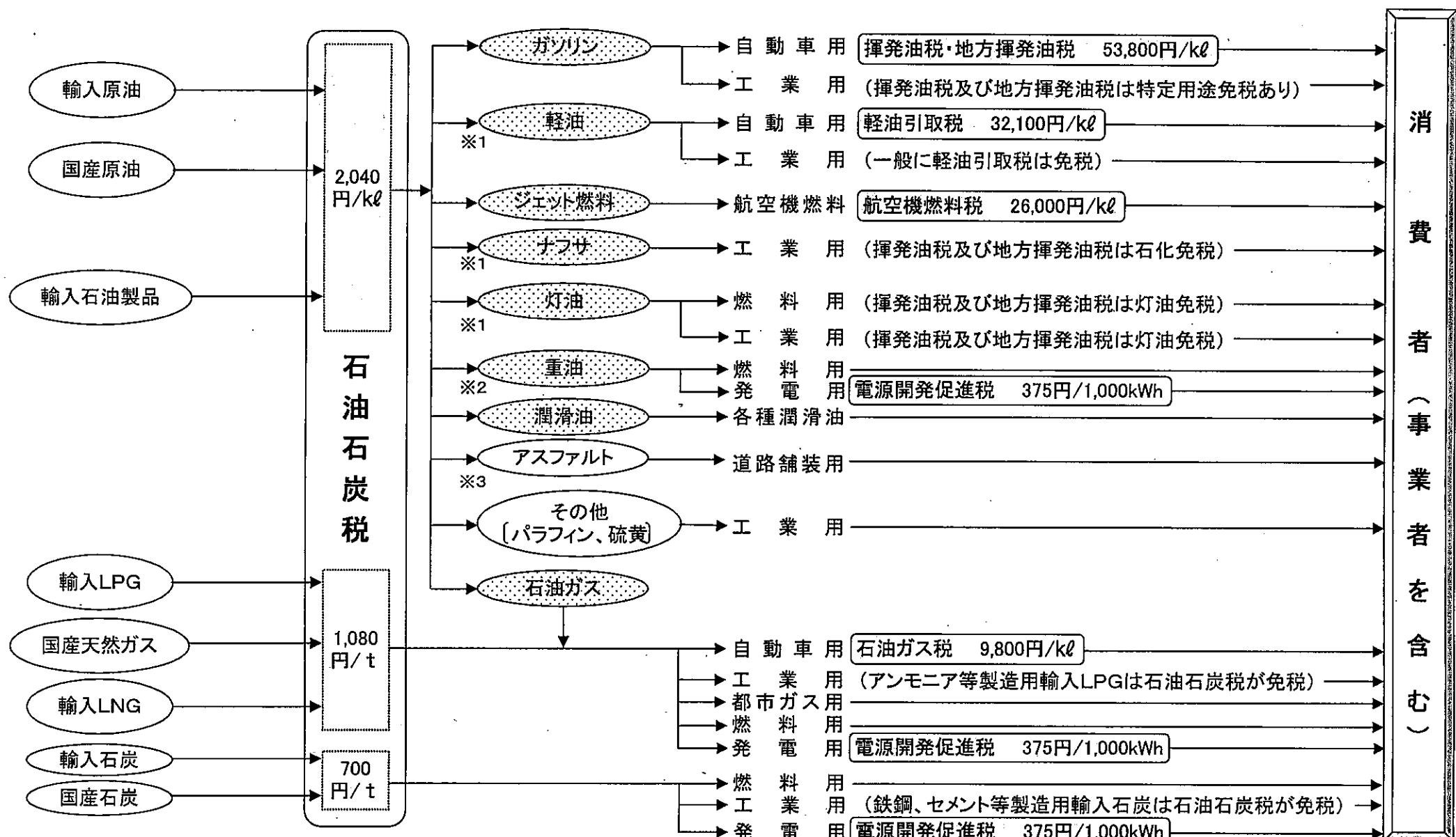
(単位：億円)

税 目		21年度	本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	130	130	—
	自動車重量税	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	133	133	—
	自動車重量譲与税	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	2,533	1,698	835
	軽油引取税	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合 計		50,925	26,119	24,806

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

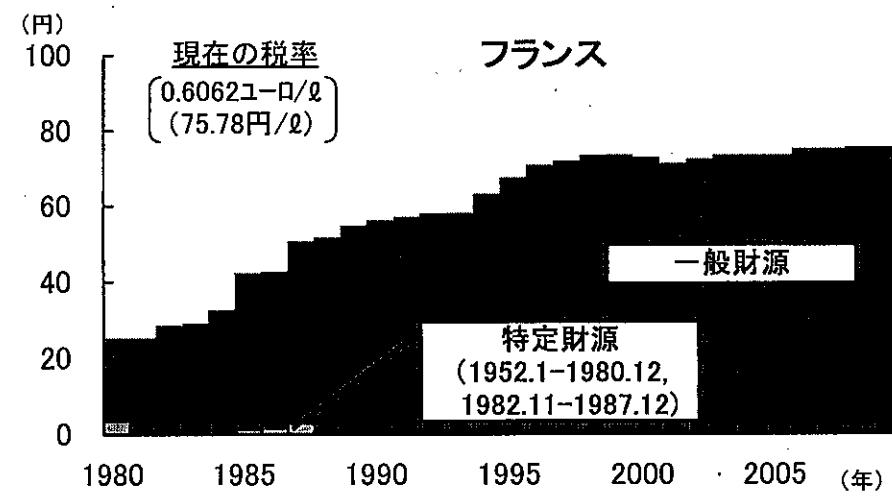
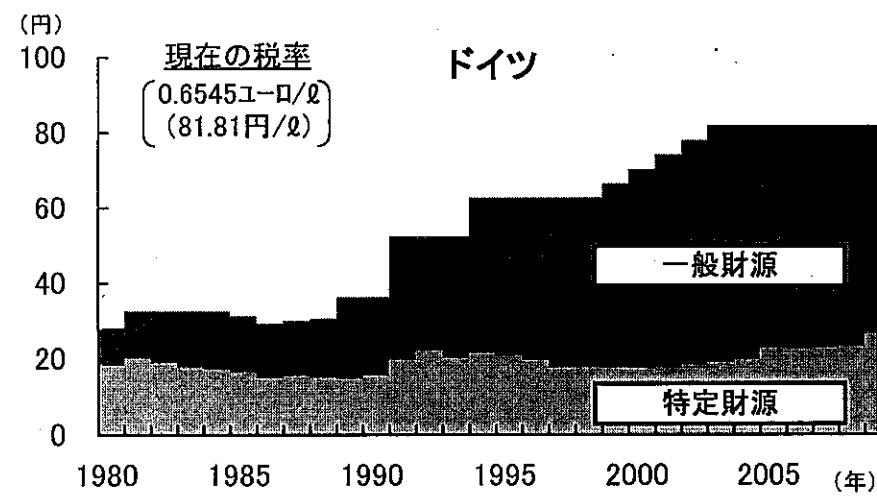
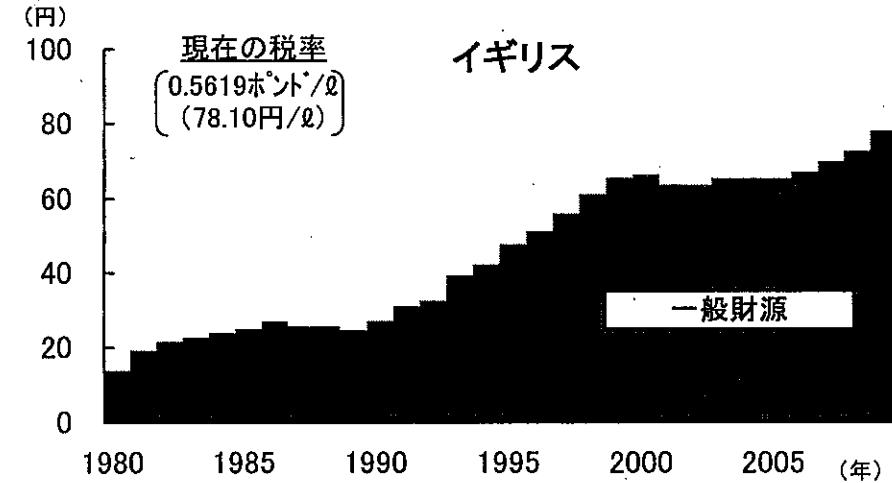
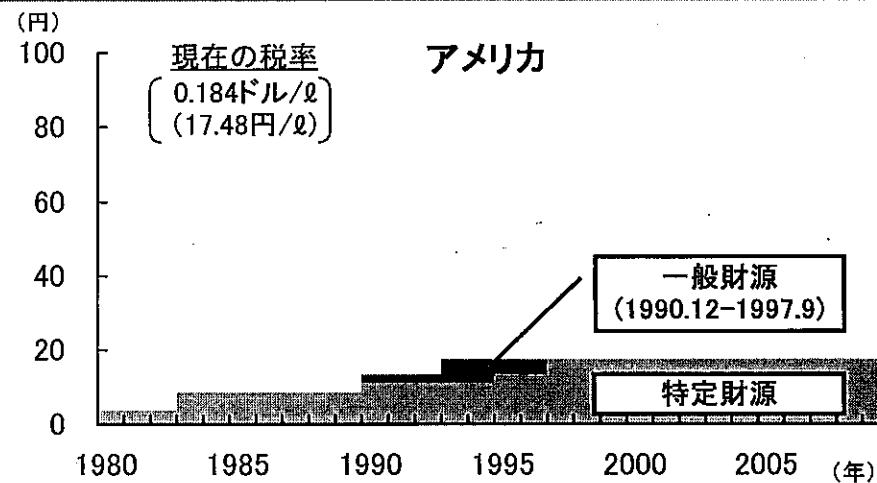
エネルギー課税の状況



は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。

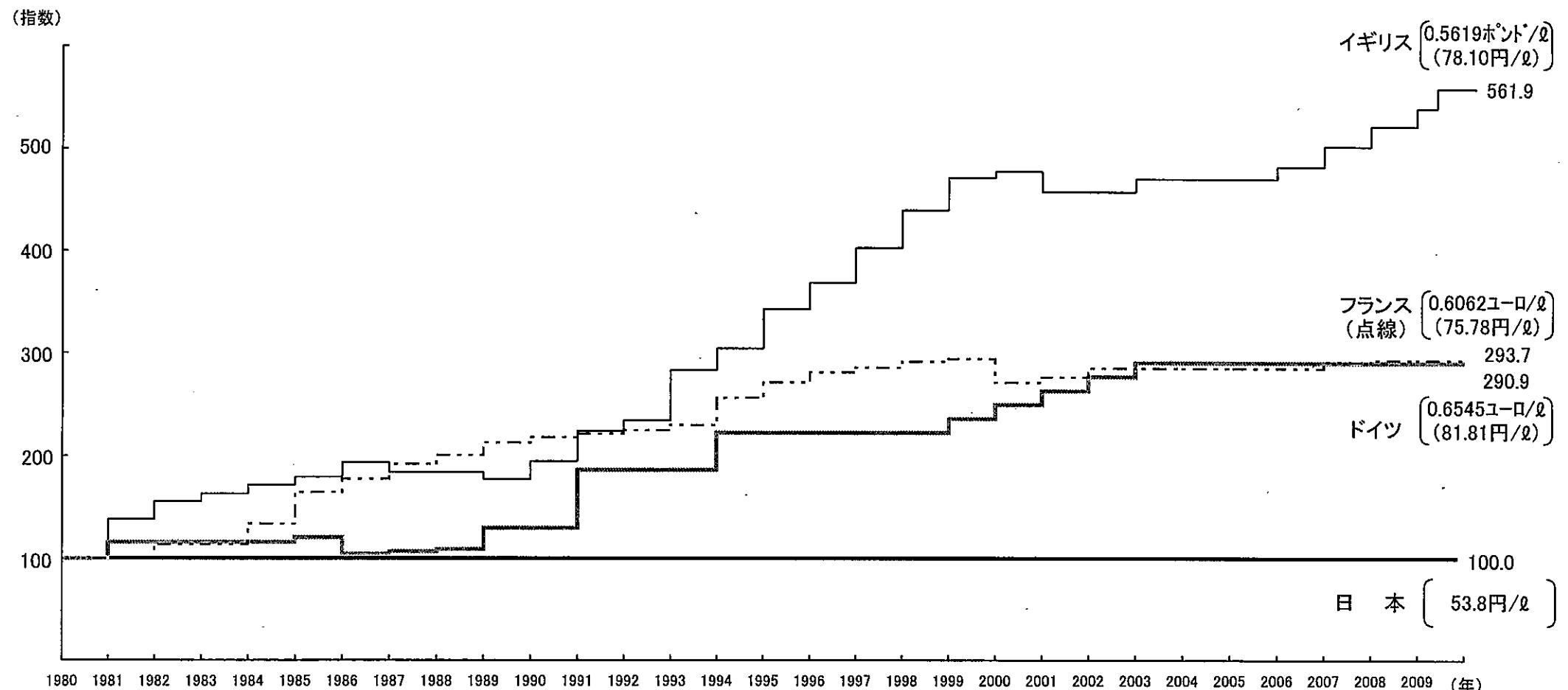
- ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
- ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
- ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び使途の推移(未定稿)



- (注) 1. 税率は各年末値(ただし、フランスについては各年1月の値。2009年は、アメリカ、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。換算レートは、1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)
2. 米はガソリンに係る製造者個別間接税の税率。
3. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。1909年4月から1921年4月まで税収は道路特定財源に充当されていた。
4. 独では1985年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。また、特定財源割合は交通政策支出のエネルギー税収(旧鉱油税収)に占める割合(2009年については見積値)。
5. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

欧洲諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移(指数:1980年=100)



(注)1. 税率は各年末値(2009年は、日本、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。なお、イギリスでは、2008年12月に0.02ポンド/ℓ増税、2009年4月に0.0184ポンド/ℓ増税、9月に0.02ポンド/ℓ増税され、1年で0.0584ポンド/ℓ(約8円)増税されることになってい
 る。

2. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

3. 独では1986年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

4. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

5. 換算レートは、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半期に適用される裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)